

## 筑波技術大学機関リポジトリへの登録に関する実施要項

平成 22 年 4 月 1 日

制 定

最終改正 平成 30 年 2 月 13 日

### (目的)

- 1 この実施要項は、国立大学法人筑波技術大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）における筑波技術大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）への登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

- 2 この実施要項において「機関リポジトリ」とは、附属図書館が、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）において収集・生産された資料を電子的な手段によって蓄積し、本学をはじめ国内外に提供するシステムをいう。

### (登録対象資料)

- 3 機関リポジトリへの登録対象とする資料は、次のとおりとする。
  - (1) 本学における研究成果
    - ア 各種研究プロジェクトにおける研究成果
    - イ 各種科学研究費補助金による研究成果
    - ウ 学術雑誌掲載論文
    - エ 教材・授業資料
    - オ 学位論文
    - カ その他本学在籍中の研究成果
  - (2) 本学の研究報告書等
    - ア 学事報告書
    - イ 広報資料
  - (3) その他機関リポジトリに登録することが適当と認めたもの

### (データの利用内容)

- 4 附属図書館は、前項に記載した資料を次のとおり利用する。
  - (1) 資料の原文情報を電子化し、それら電子化された情報（以下「データ」という。）をサーバー上に蓄積することにより、全文データベースを作成する。
  - (2) データは、ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。

### (データの利用条件)

- 5 附属図書館は、データの利用に際し、次の事項を遵守する。
  - (1) 情報の発生元を明示すること。
  - (2) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。

- (3) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。
- (4) 機関リポジトリの利用者によるデータの複製（端末機からのプリントアウト、ダウンロード等）は、調査・研究、教育又は学習を目的とする場合に限定することを明示すること。

6 データの利用についての対価は、無償とする。

7 附属図書館は、機関リポジトリの利用者がデータを利用した結果について、その責任を負わない。

（登録者）

8 機関リポジトリに資料を登録することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことがある役員及び教職員
- (2) その他附属図書館長が適当と認めた者

（登録方法）

9 機関リポジトリへの資料の登録をしようとする者（以下「登録者」という。）は、「筑波技術大学機関リポジトリ登録書」（別記様式第1号-A又は第1号-B）により附属図書館長に申し出るものとする。

10 登録者は、電子メール、Web フォーム等の電子的手段により機関リポジトリへの資料の登録を申し出ることができるものとし、その場合の登録項目は、登録書等に準ずるものとする。なお、登録者は可能な限り、電子データでのコンテンツ提供に努めるものとする。

（著作物の利用許諾等）

11 登録者は、著作権法で定める複製権及び公衆送信権について、附属図書館長に対し、機関リポジトリに収載されたコンテンツの利用を認めるものとする。

（登録の承認）

12 附属図書館長は、第9項又は第10項の申出を受理したときは、特別の事情がない限り、機関リポジトリへの登録を認めるものとする。

13 登録者は、登録者と著作権者が異なる場合、著作権者が複数の場合、当該著作物に登録者以外の者が制作したコンピュータ・プログラム等が含まれる場合は、あらかじめ著作権者からの利用許諾を得た上で登録するものとする。

14 登録者は、当該著作物が既に他の出版社から公表されている場合、また、紀要等に掲載されている場合については、当該著作物の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、あらかじめ関係者との調整及び投稿規程等の確認を行った上で登録するものとする。なお、権利関係の確認に伴う支援作業については附属図書館で行うものとする。

(データの一部訂正、追加又は削除)

- 15 登録者は、登録されたデータの一部訂正、追加又は削除の必要が生じた場合は、理由を付してデータの一部訂正、追加又は削除を申請することができる。

(登録の抹消)

- 16 登録者は、登録されたデータの抹消を希望する場合は、別記様式第2号-A又は第2号-Bの機関リポジトリ登録抹消申請書によりデータの登録抹消を申請することができる。

- 17 登録されたコンテンツが盗用、剽窃、内容が不適切と判断された場合は、附属図書館長は登録を抹消することができる。

- 18 附属図書館長は、登録されたデータを抹消した場合は、別記様式第3号の機関リポジトリ登録抹消通知書により登録者にその旨を通知するものとする。

(登録の有効期限)

- 19 登録の有効期間は、登録された日から1年間とする。ただし、登録の有効期間満了の日の3月前までに登録者から登録を延長しない旨の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後も同様の取扱いとする。

(その他)

- 20 この実施要項に定めるもののほか、機関リポジトリへの登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この実施要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 記

この実施要項は、平成29年2月1日から実施する。

附 記

この実施要項は、平成30年2月13日から実施する。